

財産と法
第7回 債権総論（その2）

2006/06/07

松岡 久和（<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp>）

現実的履行の強制・損害賠償・解除 債務不履行に対する3つの救済方法

もう一つ保証債務を取り上げることを予告していましたが、情報過多になって消化不良となるのが目に見えてきましたので、表題の1つに絞りました。その代わり、設例を2つに増やしています。

Case 1 Xは、幻のピアニストと呼ばれるYの演奏会を企画し、Yを説得して200万円で出演させる契約を結んだ。その際、Yは、演奏する特定の種類のピアノを指定した。そこでXは、Y指定のピアノ甲を所有している演奏家Zから、Yの練習時間を含めて1週間、甲を1日10万円で借りる契約を結び、会場を手配し、前売り券を売りさばいた。それらの費用には、400万円を要した。3万円の高額チケット300枚はあっという間に売り切れた。

- ① 公演の3か月前に、Zが「事情が変わって甲は貸せない」と言ってきた。Xは、Zに対して、どういう法的な対応がとれるか。
- ② Y指定のピアノが用意できなかったので、「それなら出演できない」とYが言ってきた。Xは、Yに対して、どういう法的な対応がとれるか。
- ③ Y指定のピアノが用意できたのに、公演の1か月前に、Yが「気乗りがしなくなったのでやめたい」と言ってきた。Xは、Yに対して、どういう法的な対応がとれるか。

Case 2 XはYからA社の株式100株を1500万円で購入する契約を結んだ。この契約では、5月31日に株式を引渡し、その1週間後に代金を支払うという約定になっていた。

- ① Yは、従業員の手違いで、約束の日までにA社株式を入手できず、約束の日Xに引き渡せなかった。Xは、別のルートでA社の株式を購入することはしなかった。この間、A社の株式は、いったん100株5000万円まで急上昇したが、現在では100株1000万円に下落している。Xは、いくら損害賠償を請求できるか。
- ② Yが株式を約束の日Xに引き渡したが、1週間経ってもXは代金を支払わない。Yは、どういう法的な対応がとれるか。

1 契約上の債権についての3つの救済方法

- ・ 現実的履行の強制(民414条)、損害賠償請求(民415条)、双務契約の解除(民540条以下)、+、+の組み合わせは可能だが(民414条4項、545条3項)とは両立しない。

2 現実的履行の強制

- ・強制実現の方法は多様で、すべての債権（債務）が実現を強制できるわけではない。
引渡債務……直接強制が可能。民414条1項本文 民執43条～170条。
代替的作為債務……直接強制は不可。民414条1項ただし書。
代替執行または間接強制。民414条2項本文 民執171条・172条。
法律行為を行う債務……判決代用。民414条2項ただし書 民執174条。
債務不履行結果の残る不作為債務……代替執行または間接強制。担保提供命令や、妨害予防措置命令、妨害差止命令なども考えられる。民414条3項 民執171条・172条。
債務不履行結果が残らない不作為債務
(a) 反復・継続型……間接強制等。民414条3項後段 民執172条。
(b) 一回型……損害賠償しか手がない。また、強制になじまない債務も損害賠償しかない。
- ・債権の強制的実現には、「債務名義」が必要で、原則として確定した勝訴判決を要する。**【例外】**（金銭債権についてのみ）強制執行認諾文言付公正証書

3 損害賠償請求

- ・【損害賠償の成否】 損害賠償責任追及には、債務者の帰責事由（責に帰すべき事由＝故意・過失＋）が必要であるが、不法行為責任とは異なって、債務者の側が、自己に帰責事由のないことを主張・立証できないと、責任を免れない（民415条）。
- ・【損害賠償の範囲】 相当因果関係（＝条件関係＋相当性・通常性）の存否によって判断される。具体的には、民法416条による（通常生ずべき損害の賠償が原則。特別の事情から生じる損害であっても、債務者に予見可能性があれば、賠償の対象になる）。
- ・【損害の種類】 積極損害（例：無駄になった出費）のみならず消極損害（例：得べかりし利益＝逸失利益）を含む。履行途上で契約相手方の身体・生命・財産などに損害を与えた場合にも重い責任を負う（不完全履行あるいは積極的債権侵害）。
- ・【損害評価の基準時】 債権者が任意に選択できる。判例・通説によると、中間最高価格の賠償も、特別損害として相当因果関係によって判断される（著名な富喜丸事件判決（大正15年）。ただし、これは不法行為の事例で、最近の学説は批判的）。
- ・【過失相殺】 債権者の過失により損害が発生または拡大した場合、賠償責任を減免する（民418条）。
- ・【損益相殺】 債権者が債務不履行によって得た利益分は、損害賠償額から控除する。
- ・【金銭債務の特則】 履行不能がない。遅滞は絶対責任。債権者は、最低限、法定利率での遅延損害金を取れる（約定利率があればそれによる）。損害の立証も要しない（民419条）。
- ・【違約金・損害賠償額の予定】 予め違約金や損害賠償額を定め、履行を確保するとともに、損害の発生の有無や損害賠償の範囲・賠償額等に関する紛争を未然に防止することを目的とする特約。強行法規や公序良俗に反しない限り、裁判所は増減額ができない（民420条）。